

岡崎市防災基本条例 (概要版)

～かけがえのない命を守るために～



前 文

第1章 総則

P2

第1条 目 的

第2条 基本理念

第3条 地域防災計画への反映

第4条 市民の責務

第5条 事業者の責務

第6条 市の責務

第7条 議会の責務

第2章 予防対策

P7

第8条 情報の収集及び提供

第9条 自主防災活動の推進等

第10条 災害時要援護者への配慮

第11条 防災に関する教育

第12条 防災訓練

第13条 浸水の防止等

第14条 雨水の流出抑制

第15条 土砂災害の予防

第16条 広告物等の落下防止等

第17条 文化財の保護

第3章 応急復旧対策

P11

第18条 応急復旧措置

第19条 避難対策

第20条 緊急輸送の確保

第21条 帰宅困難者への支援

第22条 自主防災組織等への支援

第4章 復興対策

P14

第23条

第5章 他の被災地支援

P14

第24条

災害から生命や財産を守るためには、市民のみなさんに防災に関する意識を高める**自助**の考えを持っていただくとともに、地域社会における防災活動の基盤となる人と人とのつながりや地域のコミュニティの維持及び発展への取り組みなど**共助**の考えを持つことが大切です。行政においても、災害予防や減災対策など**公助**としての政策を早急に実施し、長期的に継続していかなければなりません。

岡崎市議会では、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、被害を最小限に軽減し、災害に強く安全で安心して暮らせるまちの実現を目指すことを目的に「岡崎市防災基本条例」を制定しました。

第1章 総 則

第1章では、条例を制定する目的や基本理念を示すとともに、市民、事業者、市、議会それぞれの責務や役割について規定しています。

《第1条 目的》.....

● **市 民** **事業者** **市** **議 会** が

それぞれの立場における責務や役割を明確にして

災害に強いまちの実現を目指す

ことが本条例の目的です。

第4条から第7条までに市民、事業者、市、議会のそれぞれの責務や役割について具体的に記載しています。



《第2条 基本理念》.....

● **「自らの身の安全は自らが守る」** といった「自助」の考えが防災の基本になります。そして、身近な近所の人々により助け合う「共助」が減災、すなわち被害を減少することや多くの命を救うことにつながります。そして、もちろん行政による「公助」が多くの人たちを支援することになります。社会の様々な主体が協力し、働きかけることで、災害対策の仕組みを構築することが大切です。

市民、事業者、市、議会それぞれが継続的な災害対策の充実や強化に努めることが重要です。

自らのことは
自らが守る

「自助」



- 危険箇所の確認
- 正しい情報確認
- 避難場所の確認
- 連絡方法の確認
- 備蓄品の確保
- 災害時行動の確認

様々な主体が協働して
災害対策の仕組みを構築する

行政が市民を支援する

「公助」



- 総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進
- 情報の提供
- 応急復旧措置

身近な地域で
支え合う

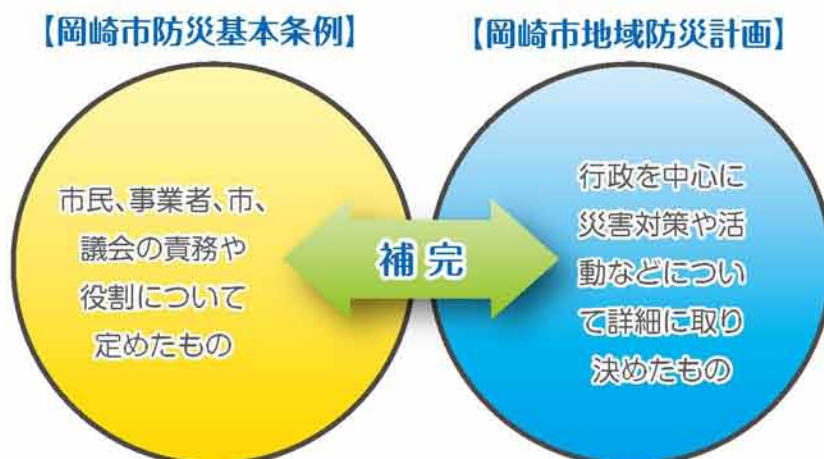
「共助」



- 隣近所の安全の確認
- 被害者の救護救助
- 自主防災組織への参加協力
- 要援護者への配慮
- 帰宅困難者への支援

《第3条 地域防災計画への反映》.....

- 本条例と岡崎市地域防災計画はお互いを補完し合うものであり、岡崎市地域防災計画を修正する場合には本条例の基本理念を尊重することとしています。



《第4条 市民の責務》.....

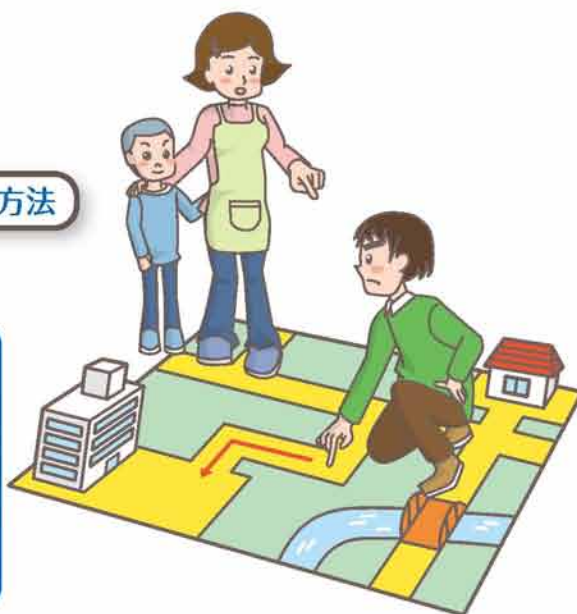
- 災害に対する市民の責務や役割など、平常時から心掛けていただきたい9つの項目を記載しています。

特徴的な内容としては・・・

○ 避難経路や家族間の連絡方法の確認（第2号）

災害が起きた場合の **避難経路** や **家族との連絡方法** などを普段から確認しましょう。

- ・ 避難経路の確認（避難場所までの道順）
- ・ 避難場所の確認（近隣の学校などの公共施設）
- ・ 危険箇所の確認（洪水ハザードマップなど）
- ・ 外出先からの帰宅方法の確認
- ・ 家族間の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル等）



伝言の録音方法

171 にダイヤル

音声ガイダンスが流れる。

録音の場合 1

音声ガイダンスが流れる。

被災地の人の電話番号を入力

XXXX XX XXXX

伝言の再生方法

171 にダイヤル

音声ガイダンスが流れる。

再生の場合 2

音声ガイダンスが流れる。

被災地の人の電話番号を入力

XXXX XX XXXX

○ 災害に関する教訓や伝承の後世への継承（第5号）

教訓や伝承の継承とは…

地域に伝わる災害に関する地域の昔話などをおじいさんやおばあさんから聞き、伝えること。

例えば・・・

- 過去に災害があった場所
- 地名や町名から、昔は池や沼だったことが想定される地域

などの知識が途絶えないよう、地域や家族の方に伝承していきましょう。



○ 家具等の転倒防止やガラス等の飛散防止（第7号）



まずは最も身近な

家具の転倒防止

や

ガラスの飛散防止

など、自分でで

きる対策から始めてみましょう。

○ 必要な飲料水及び食料の備蓄（第8号）

災害時には飲料水や食料の確保が困難になります。

各家庭でも **1人3日分** を目安に飲料水や食料を確保しましょう。



○ 日用品、医薬品など必要物品等の確保（第9号）



避難生活を強いられた場合など、常用している薬の確保が難しいことがあります。

常用している薬、

薬袋（メモ）、

お薬手帳 などを

防災キットや非常持出袋 に用意しておくことで適切な対応

ができます。

すなわち、**医薬品に関する情報の確保** が重要となります。

《第5条 事業者の責務》.....

- 事業者の事業活動に伴う災害発生を防ぎ、**社会的責任を自覚し、災害に備える**ための事業者の皆様には努力していただきたい8つの項目を記載しています。

特徴的な内容としては・・・

- **来所者、従業員、事業所周辺地域の住民の安全確保（第2号）**

事業者は、事業所内の **設備の転倒防止** や **避難路の確保** など、従業員はもちろん、来所者や周辺住民の安全の確保に配慮しましょう。



- **市や市民等※による災害対策活動との連携、協力（第3号）**

地域で行う防災訓練への事業所単位での参加・協力を努めましょう。

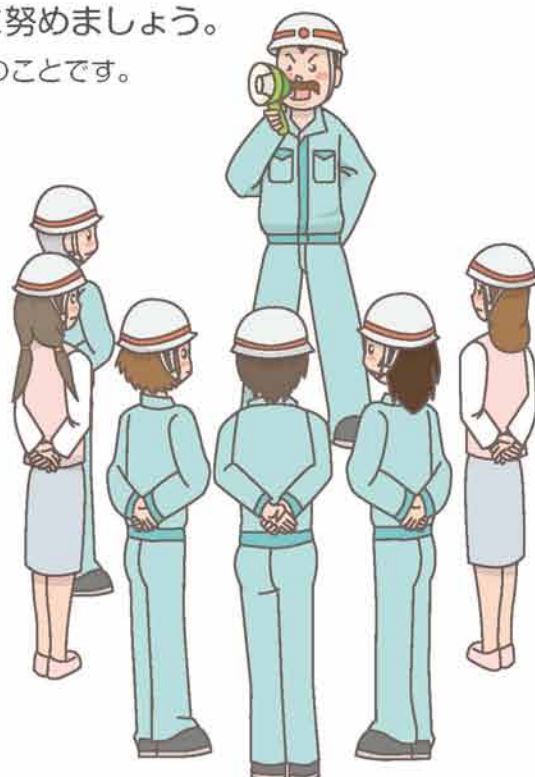
※市民、町内会、自主防災団体など、市民の組織する団体のことです。

- **事業継続に係る計画の策定（第5号）**

災害が発生した際に重要な事業が中断しないよう、また、中断しても最短で再開させるなど企業を守るための計画の作成に努めましょう。

- **事業所、工場など管理する建築物の耐震性の確保（第6号）**

耐震診断を行うとともに、その結果に基づく耐震補強を実施しましょう。



《第6条 市の責務》……………

- 防災の責務を第一に負う立場としての市の行うべき整備や対策などを記載しています。

特徴的な内容としては・・・

- 国、県及び他の地方公共団体並びに市民等と連携した災害対策の的確かつ円滑な実施（第3号）
市が管理する施設だけでなく、国や県が管理している施設においても、本条例に基づいた対策が行われるよう、協力を求めています。



- 被災者支援のためのシステムの構築（第5号）

災害時に被災者の迅速かつ的確な支援が行えるよう、整備及び推進を図っていきます。

- 応援協定の締結の推進（第7号）

災害時における物資の提供、医療救護及び廃棄物処理が迅速に行われるよう、事業者、事業者団体及び他の地方公共団体との協定の締結を進めています。



《第7条 議会の責務》……………

- 議会は 市民の生命・財産などを守る ため、



- ・ 防災・減災に関する調査研究を行い、市への助言、提言を行います。
- ・ 国、県の動向を踏まえつつ、地域の実情に合わせた市の防災対策が適切に実施されているかを監視、評価します。
- ・ 本条例に定める事項について、随時確認を行います。
- ・ 被災状況を把握し、市民に対して情報の発信に努めます。
- ・ 国、県に対して災害復旧の推進と支援活動の実施について働き掛けをします。

第2章 予防対策

第2章では、情報の収集や防災訓練などを通して、自分たちが日頃から何をすべきかを規定しています。

《第8条 情報の収集及び提供》……………

- 災害を予防するためには市民、事業者、市がそれぞれ情報を収集し提供する、つまり情報を共有することが基本です。

本市では災害に関する様々な情報を提供しています。普段からチェックする習慣を身に着けることが災害に対する予防につながります。

【市】

- ・ 情報収集及び伝達方法の確保 おかざき防災緊急メール「防災くん」、防災ラジオ
- ・ 災害の検証と調査を行い、災害対策に反映 洪水ハザードマップ、浸水実績図等
- ・ 避難場所の位置等を提供 岡崎市防災マップ
- ・ 避難の勧告、指示、被害状況、応急措置等の情報を提供

情報提供

積極的な
情報収集



【市民、事業者】

災害時に備えて、防災に関する情報を積極的に収集しましょう。



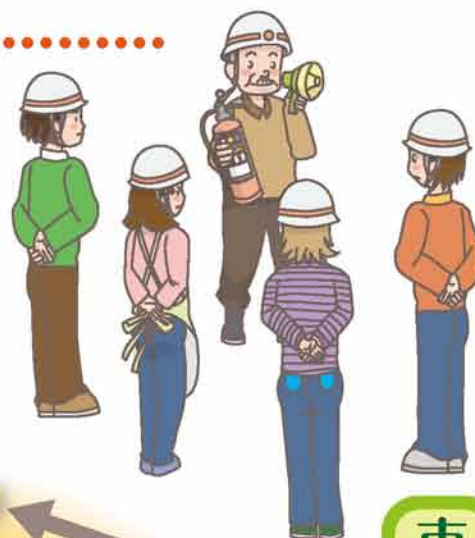
防災緊急メール
「防災くん」

《第9条 自主防災活動の推進等》……………

- 倒壊家屋などから救出された人の多くが近所の方に救出されています。

つまり……

「共助」として、地域の自主防災活動やボランティア活動への支援や協力を積極的に行うことが必要です。



《第10条 災害時要援護者への配慮》……………

- 災害時には高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人、旅行者など、救助や援護が必要となる方が多く生じることが考えられます。

いざというときに迅速に対応するため、日頃から、周囲の災害時要援護者になり得る人の情報を把握しておくことが大切です。



《第11条 防災に関する教育》《第12条 防災訓練》……………

- 災害が発生した場合に、とっさに的確な行動をするためには日頃からの **防災に関する知識の習得** や **防災訓練** が重要です。そのため、

市は、防災に関する教育の場を充実させ、市民、事業者のみなさんは積極的に情報を収集する体制を整えていただきたい旨を規定しています。

【市】

- ・ 防災に関する知識を普及、意識の高揚
 - ・ 職員の防災能力の向上
 - ・ 学校教育や社会教育を通して防災教育の充実
- } を図るため

防災訓練や講習会、研修会を積極的かつ計画的に実施します。

連携

【市民】

- ・ 防災訓練に積極的に参加しましょう。

【事業者】

- ・ 従業員に対し、防災知識を習得する機会を提供してください。
- ・ 防災訓練に参加又は連携にご協力ください。



《第13条 浸水の防止等》《第14条 雨水の流出抑制》……

- 本市は、平成20年8月末豪雨など、たびたび大きな水害を受けています。

浸水や雨水の流出による被害を軽減させるために・・・

- ・ 市は、既存施設の適正管理に努めるとともに、施設を新設する場合は浸水や雨水の流出を防止・抑制する施設の設置に努めます。
- ・ 市は、市民等、事業者に対して雨水の流出抑制に関する啓発、普及に努めます。
- ・ 市民等、事業者は隣接して設置された雨水ます、側溝等の清掃へのご協力をお願いします。

具体的には・・・

【浸水の防止】

雨水ますや側溝にごみがたまると浸水の原因になります。日頃から自分の敷地に隣接する雨水ますや側溝をきれいに保ちましょう。



【雨水流出抑制施設】

雨水が下水道管や河川に直接流れ込むのを防ぎ、負担を軽減するための施設です。市の補助制度もあります。

【例】

- ・ 雨水タンク
- ・ 穴あき埋設管
- ・ 雨水浸透ます
- ・ 透水性舗装
- ・ 遊水地
- など



《第15条 土砂災害の予防》……………

- 本市は、市域の約半分が山林であり、**土砂災害**が危惧される地域が多くあります。

- ・ 土砂災害警戒区域の指定などは県の事業であるため、市は県と連携して体制の整備に努めます。
- ・ 市民等、事業者は土砂災害に対する知識を深め、災害の予防に努めてください。

土砂災害の主な前兆

土石流

- ・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる
- ・ 山鳴りがする

地すべり

- ・ 地面にひび割れができる
- ・ 池や井戸の水が濁る

がけ崩れ

- ・ がけに割れ目が見える
- ・ がけから小石がぱらぱらと落ちてくる



土砂災害に対する日頃の備え

- ・ あらかじめ付近の土砂災害危険箇所を確認しましょう。
- ・ 家族で避難場所や避難経路、避難方法を確認しましょう。
- ・ 気象情報や土砂災害に関する情報を正しく理解しておきましょう。

1時間に20mm以上、又は降り始めから100mm以上の降雨量になったら注意！

《第 16 条 広告物等の落下防止等》……………

- 地震などの災害時には、屋外に面している窓ガラスや看板が落下したり、割れたりしてけがをする可能性があります。

建物の屋外に面している窓ガラス、壁面タイル、広告物、広告板等は落下する危険があります。



道に沿って設けられているブロック塀や自動販売機等は転倒する危険があります。

【市】

- ・ 落下対象物の落下防止、転倒対象物の転倒防止を促進するよう努めます。

【市民、事業者】

- ・ 所有し又は管理している落下対象物の落下、転倒対象物の転倒を防止し、定期的な点検を行うよう協力をお願いします。

《第 17 条 文化財の保護》……………

- 本市には神社、仏閣などが多く存在し、建築物の他にも有形、無形の文化財が数多く保存されています。



滝山寺三門



天恩寺木造地藏菩薩坐像



奥山田のしだれ桜

- ・ 文化財は古くから伝わる市民の大切な財産です。これらを後世に伝えるために、協力して災害から守りましょう。

第3章 応急復旧対策

第3章では、初期消火や被災者の救助など、災害による被害の軽減に努めるとともに、迅速な応急復旧措置を行うための体制について規定しています。

《第18条 応急復旧措置》……………

- 災害が発生した場合、迅速な応急復旧措置を行い、被害を最小限に抑えることが重要です。市、事業者、市民は、それぞれ何を行うべきかを考え行動しましょう。

【市】

- ・ 岡崎市地域防災計画に基づく被害の軽減対策
- ・ 迅速な応急復旧措置を行うための体制の確立
- ・ 国、県、防災関係機関との連携

【市民、事業者】

- ・ 初期消火
- ・ 被災者の救難・救助

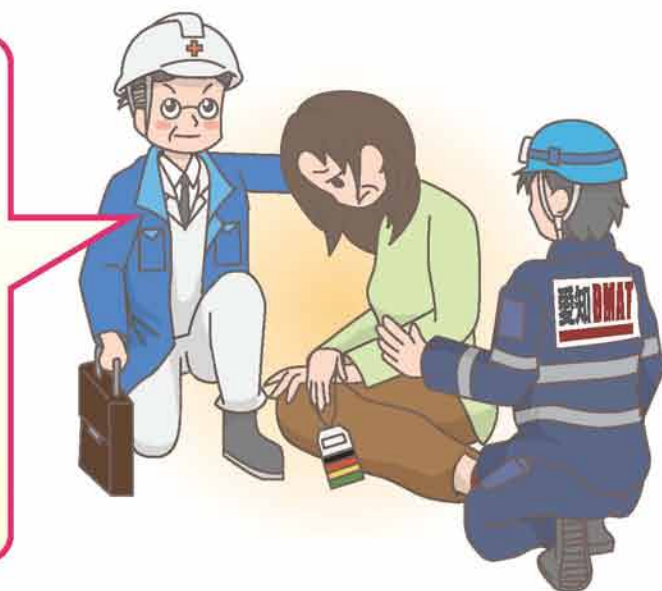


【専門的知識又は技術を有する事業者】

市の措置に積極的に協力をお願いします。

具体的には・・・

- ・ 医師による医療行為の提供
- ・ 建築関係者による応急危険度判定や仮設住宅の建設
- ・ 廃棄物処理業者による災害廃棄物の処理など



《第19条 避難対策》.....

- 自らの身の安全を自らで守るためには、日頃から迅速かつ円滑に避難するための準備をしておくことが大切です。

【市】

- ・ 食料、毛布その他必要な物資を確保します。
- ・ 飲料水の供給のために必要な対策を講じます。
- ・ 避難場所や避難所を確保します。
- ・ 仮設住宅の建設等のための用地に関する情報を管理します。



【市民、事業者】

- ・ 日頃から災害に関する情報に気をつけ、避難に関する情報が提供された際は、速やかに応じるよう備えてください。
- ・ 避難場所や避難経路を確認し、迅速かつ円滑に避難できるよう日頃から備えてください。
- ・ 避難所が円滑に運営されるようご協力をお願いします。

《第20条 緊急輸送の確保》.....

- 警戒宣言が発令された場合や災害が発生した場合、応急対策を的確に実施するためには、緊急車両や救援物資を運搬する車両などが円滑に活動できるように対策することが重要です。

【市】

- ・ 道路啓開[※]、車両の調達、国県など関係団体との調整を行います。

※道路啓開とは、障害物を取り除き、道を切り開くことです。

【市民等及び事業者】

- ・ 自動車の使用を控えるなど、緊急輸送の確保にご協力ください。



《第21条 帰宅困難者への支援》……………

- 警戒宣言が発令された場合や災害が発生した場合、交通機関の営業が中止されるなど、自力で帰宅することが極めて困難になる人々が多く生じることが予想されます。

市、事業者は、この **帰宅困難者** を円滑に帰宅させたり、留め置いたりするなどの対策を講じるよう努めます。

本市では、帰宅困難者を支援するため**徒歩帰宅支援マップ**や**帰宅困難対策マップ**を作成しています。徒歩帰宅支援ルートや避難場所、徒歩帰宅支援ステーション、徒歩で帰宅する場合のポイントなどが記載してあります。



災害時帰宅支援ステーション



徒歩帰宅者を支援するコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、郵便局のことです。左記ステッカーが貼ってある協力店で、飲料水（水道水）の提供、トイレの使用など、可能な範囲の支援を行います。

《第22条 自主防災組織等への支援》……………

- 災害が発生した場合、「自助」や「公助」だけでは対応しきれない問題や課題が発生することが考えられます。

そのようなとき、自主防災組織やボランティア組織による支援活動が円滑に行われることが重要となります。

【市】

- ・ 自主防災組織等への活動拠点の提供に努めます。
- ・ 自主防災組織等との情報の共有に努めます。
- ・ 自主防災組織等の受入れ態勢の整備に努めます。



【市民、事業者】

- ・ 自主防災組織等による活動に対して協力をするよう努力してください。

第4章 復興対策

第4章では、市及び議会は、市民等及び事業者と協力して復興に努めることについて規定しています。

《第23条》

- 速やかな生活及び事業の再建並びに被災地の復興には、全ての関係機関、市民等及び事業者の協力が必要不可欠です。



第5章 他の被災地支援

第5章では、他の自治体の災害時には支援を行うことについて規定しています。

《第24条》

- 大規模な災害時には他自治体からの支援はあらゆる面において大きな力となります。被害の軽減対策及び迅速な応急復旧措置を行うための支援体制を確立します。市民等及び事業者の協力を得て、国、県及び防災関係機関とともに必要な措置を講じます。



○ご家庭でチェックして備えましょう。

食料関係

- ☐ 水(1人1日3Lを目安)
- ☐ 鍋や水筒
- ☐ クラッカー・缶詰
- ☐ ナイフ・缶切り
- ☐ レトルト食品
- ☐ 粉ミルク・ほ乳ビン
(赤ちゃんがいる場合)



日用品

- ☐ 卓上コンロ
☐ ローブ
☐ 使い捨てカイロ ☐ 携帯ラジオ
☐ 予備の電池 ☐ 筆記用具
☐ 懐中電灯 ☐ 包装用ラップ
☐ 大きなゴミ袋
☐ マッチ・ライター
☐ 生理用品
☐ ティッシュ
 ウェットティッシュ



安全对策

- ☐ 救急医療品
 - ☐ 常備薬の予備・お薬手帳
 - ☐ 底の厚い靴
 - ☐ ヘルメット
 - ☐ 軍手
 - ☐ 防塵マスク
- 



衣類関係

- ☐衣類・下着
- ☐雨具
- ☐寝袋
- ☐タオル・毛布



青重晶

- ☐現金・小銭
- ☐預金通帳や有価証券などの権利証明書
- ☐印鑑
- ☐連絡カードや身分を証明するもの



注意

警戒宣言発令に伴う避難者に対しては、食料・飲料水・生活必需品等は原則として支給されませんので、各自準備が必要です。

● 緊急時の連絡先

情報の種類	連絡先		電話番号等
市の対策状況	岡崎市災害対策本部		(0564) 23-6777
被害の通報	岡崎市災害対策本部		(0564) 23-6777
火事・救急	岡崎市消防本部	火事・救急	119
		その他	(0564) 21-5151
事故・事件	岡崎警察署	緊急	110
		その他	(0564) 58-0110
医療機関の案内	愛知県救急医療情報センター(岡崎地域)		(0564) 21-1133
停電	中部電力株式会社		0120-985-610
ガス漏れ等	東邦ガス株式会社		(0564) 21-2231
電話の故障	西日本電信電話株式会社		113

岡崎市議会 防災基本条例設置特別委員会

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地（西庁舎2階）

電話 (0564) 23-6378

FAX (0564) 23-6538

製作 発行 平成24年10月